

苅田町一般廃棄物処分業許可申請書類等一覧

- (1)「一般廃棄物処分業許可申請書」は、システムに必要事項を入力することで自動作成されるため、別途提出の必要はありません。
(※システムへの添付も必要ありません。)
- (2)その他の申請書類は、原本をスキャンしたデータ(PDF形式)をシステム上に添付してください。
(※書類原本の郵送・窓口持参は必要ありません。)
- (3)「注意事項」で【必須】となっている書類が1つでも不足していると申請が完了しませんので、入力画面に進む前にご準備ください。

書類	注意事項	様式
一般廃棄処分業許可申請書	【システム入力による自動作成】押印不要	申請書
登記簿謄本または定款	【必須】 定款の場合は、申請者が「原本と相違ないことを証明する」と記載し、署名したものを添付すること	—
事務所付近の見取図	【必須】付近の状況がわかる地図等を添付すること	—
処分後の残渣処分方法及び処分先を証明する書類	【必須】フローシートまたは契約書等を添付すること	—
役員を含む従業員名簿	【必須】	名簿
施設の構造を明らかにする図面	【必須】	—
周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類等	【必須】	—
誓約書	【必須】押印不要	誓約書
産業廃棄物処分業許可証	【福岡県産業廃棄物処分業許可を同一施設で取得している場合は必須】	—
一般廃棄物処理施設許可証	【福岡県一般廃棄物処理施設許可を同一施設で取得している場合は必須】 ※申請時において有効であるもの	—
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の技術管理者を証明する書類	【上記一般廃棄物処理施設許可を取得していない場合は必須】 ※上記一般廃棄物処理施設許可証を添付する場合は不要	—

※「一般廃棄物処理施設許可証」・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の技術管理者を証明する書類」は、どちらか一方を必ず添付してください。

●申請方法

- ① 電子申請システムへの入力・データ添付(申請書類のデータは、PDF形式で添付してください。)
- ② (システムへの入力後)許可申請手数料5,000円を苅田町代表口座へ振り込んでください。(振込手数料は、申請者にてご負担ください。)
→【苅田町総合口座】福岡銀行 苅田支店 普通 501122 カンダマチ

※ 上記①・②が申請受付期間中に完了している申請のみ受理します。

※ 申請書類の「窓口持参」・「郵送」による受付はできません。(電子申請のみ受付可)

※ 申請受付後、審査結果をメールでお知らせします。問題がなければ3月中旬に許可証を発行します。審査の結果、不許可となった場合でも、許可申請手数料は返金致しません。

※ 許可証の交付時期等については、別途メールまたは文書でお知らせします。

●申請受付期間

令和7年12月12日(金)～令和8年1月30日(金)

※ 上記期間中に、電子申請システムへの入力と許可申請手数料(5,000円)の納付を完了してください。

●許可証の交付

審査の結果、問題がなければ令和8年3月中旬に許可証を交付します。

許可証の受け取り方法は、「環境課窓口での受け取り」か「郵送」となります。(※システム入力時に、どちらかを選択してください。)
交付時期等については、別途メールまたは文書でお知らせします。

●電子申請入力画面について

苅田町ホームページから電子申請の入力画面へお進みください。

(トップページ→「くらし」→「環境ごみ・リサイクル」→「一般廃棄物収集運搬業等の許可について」。もしくは「一般廃棄物処分業」で検索)